

令和3年12月17日

一般社団法人 投資信託協会  
会長 松谷博司 殿

鎌倉投信株式会社  
代表取締役 社長 鎌田 恭幸 印

## 正会員の財務状況等に関する届出書

当社の財務状況等に係る会計監査が終了いたしましたので、貴協会の定款の施行に関する規則第10条第1項第17号イの規定に基づき、下記のとおり報告いたします。

### 1. 委託会社等の概況

#### (1) 資本金の額（本書提出日現在）

資本金の額（含準備金）	565,500千円
会社が発行する株式総数	69,000株
発行済株式総数	56,550株

最近5年間における資本金の額の増減：

令和2年3月25日	資本金	100,000千円に減資
-----------	-----	--------------

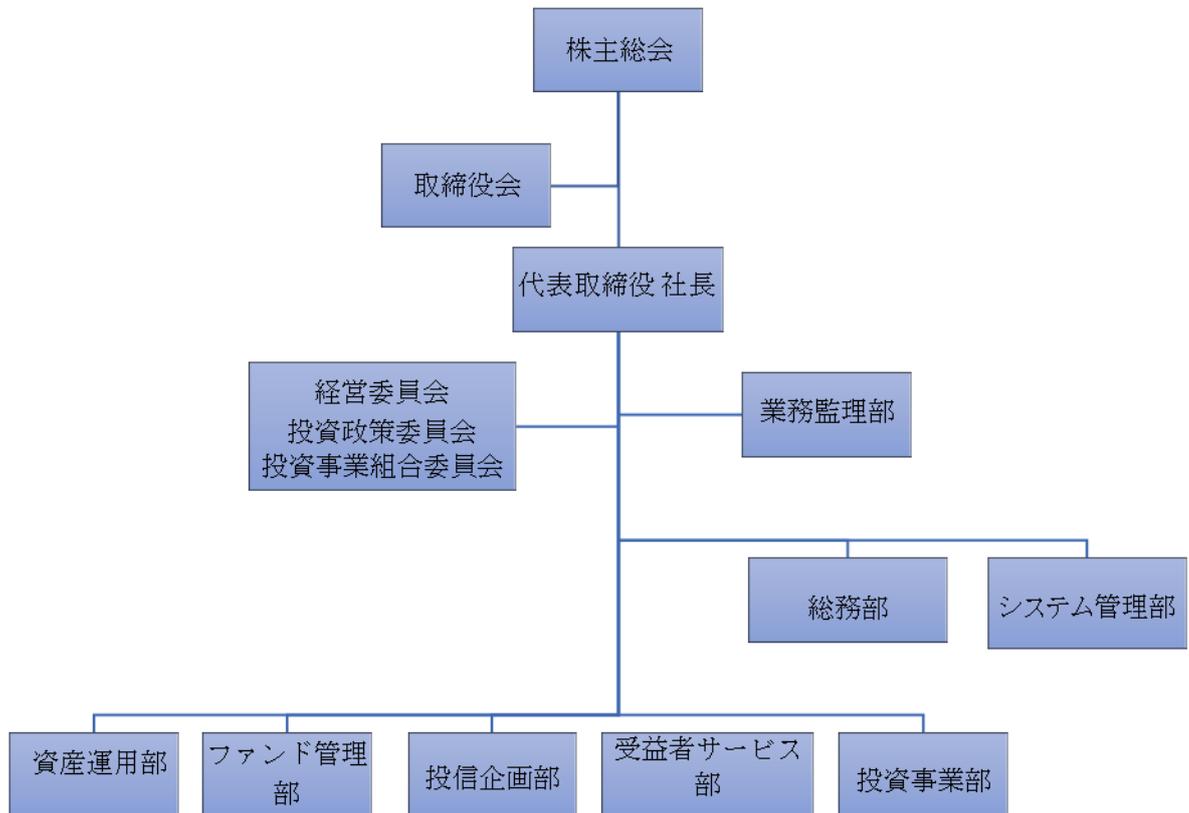
#### (2) 委託会社の機構

##### ① 会社の意思決定機構

当社では、受託者責任を全うし社会への貢献を行うべく、適切に業務運営を遂行し、最善の資産運用サービスを提供するために必要な会社の組織機構・業務分掌ならびに職位および職務権限の大綱を定め、職務遂行上の基準を明確にすることによって、業務の公正な運営体制の確立と責任体制の明確化を図っています。

会社の業務運営の組織体系は、取締役会、代表取締役、各業務関連部（業務監理部、総務部、システム管理部、受益者サービス部、ファンド管理部、投信企画部、資産運用部、投資事業部）によって構成されています。

## ②組織図



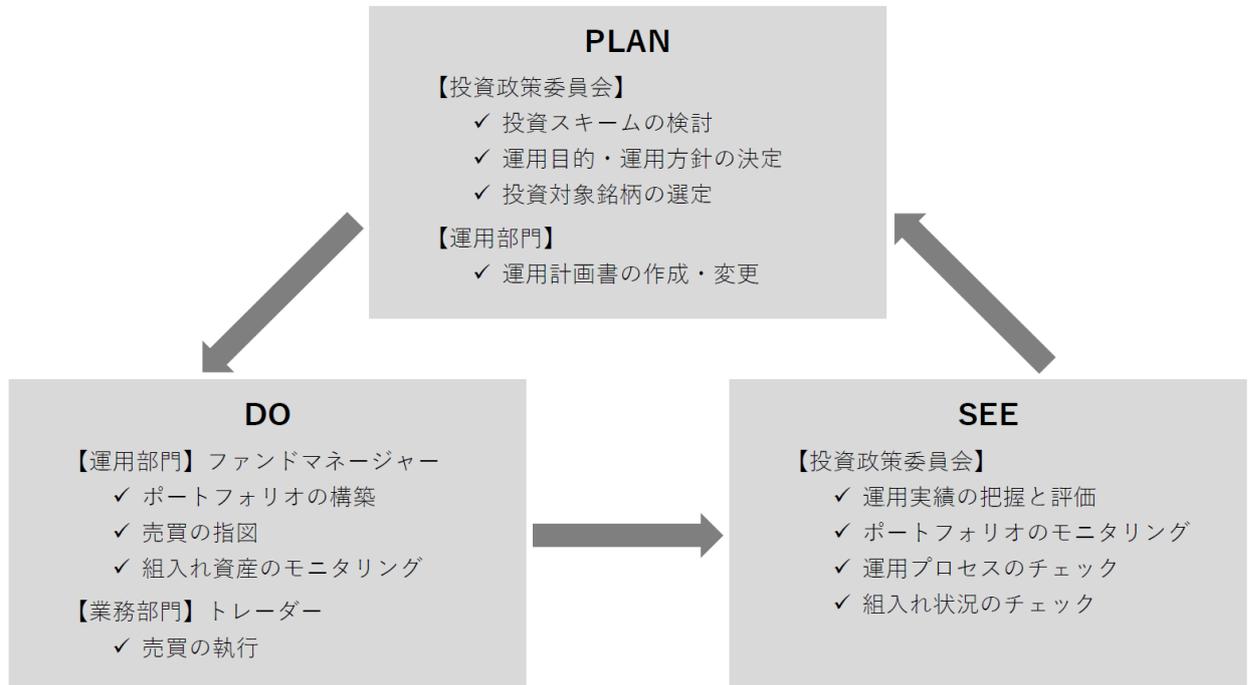
取締役会は取締役全員と監査役をもって構成し、会社の重要な業務遂行において決定を行うとともに、その執行結果に対する評価および監査を行います。

代表取締役社長は、会社を総攬し、全般の業務遂行について指揮します。また、取締役は、代表取締役社長の指揮下にあつてこれを補佐し、代表取締役社長の命ずる一定の部の業務を担当して、その業務執行を指揮調整します。

一方で、リスク管理、コンプライアンス、内部監査を包括する内部管理は経営の重要課題だと認識しています。そのため、他業務とは独立した業務監理部を設置し、業務監理部長が専従の内部管理の責任者となり、体制の整備・強化を図っています。

さらに、会社の運営体制をより強固なものにするため、経営全般に関する事項について、報告・連絡・協議・審議・決定を行う「経営委員会」、資産運用の基本方針ならびにアセットアロケーションを検討・決定し、あわせて運用の成果を分析する「投資政策委員会」を設置しています。

### ③運用の意思決定機構



#### <投資政策委員会> (7名)

- ・社長、ファンドマネージャー、業務監理部長、投信企画部長、ファンド管理部長、受益者サービス部長、がメンバーとなり、資産運用部長を議長として、原則として毎月1回開催します。
- ・「結い 2101」の運用目的・運用方針、投資対象銘柄等を審議・決定するほか、運用実績やポートフォリオのモニタリングや評価を行います。
- ・運用のリスク管理やコンプライアンスの観点から運用プロセスや組入状況の検証も行われます。

#### <ファンドマネージャー> (3名)

- ・一度投資した銘柄については長期保有するという当社の運用スタイルを前提に、投資政策委員会において決定された運用目的・運用方針、投資対象銘柄等に基づき、「運用計画書」を策定し、投資政策委員会へ提出します。
- ・「運用計画書」にしたがって運用を行います。

#### <業務監理部> (2名)

- ・リスク管理やコンプライアンス面から、当社の業務全般に対して業務監理部が内部管理の統括を行います。
- ・業務監理部長は投資政策委員会に出席し、審議内容についてチェックします。
- ・業務監理部は、資産運用部やファンド管理部の報告等に基づき、必要に応じてアドバイス、注意喚起、警告を行います。

#### <ファンド管理部トレーダー> (4名)

- ・ファンド管理部に所属するトレーダーがファンドにかかる有価証券等の売買業務を行います。
- ・トレーダーは、ファンドマネージャーから売買等の依頼を受け、取引を執行します。
- ・「結い 2101」は、有価証券等の売買発注において、売買執行に収益の源泉を求めていません。

- ・トレーダーには、法令諸規則に則り、コンプライアンスに配慮して、発注業務等を行うことが社内規程で義務付けられています。

当社では、信託財産の適正な運用の確保および受益者との利益相反の防止等を目的として、各種社内諸規程を設けています。

「結い 2101」の運用体制等は、有価証券届出書作成基準日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

## 2. 事業の内容および営業の概況

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに、「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者として当該証券投資信託の運用指図（投資運用業）および受益権の直接募集業務を行います。

令和3年12月末現在における、当社の運用する証券投資信託は追加型株式投資信託1本、純資産額は47,949百万円です。

## 3. 委託会社等の経理状況

- (1) 委託会社である鎌倉投信株式会社(以下「委託会社」という)の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という)、ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年8月6日内閣府令第52号)により作成しています。
- (2) 財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しています。
- (3) 委託会社の財務諸表について、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第13期事業年度(令和2年4月1日から令和3年3月31日まで)は、イデア監査法人の監査を受けています。

## (1) 【貸借対照表】

(単位：千円)

		前事業年度 (令和2年3月31日)	当事業年度 (令和3年3月31日)
資産の部			
流動資産			
現金・預金		189,388	261,087
直販顧客分別金信託	※2	498,000	500,000
未収委託者報酬		81,212	97,559
その他		9,350	3,654
流動資産合計		777,951	862,301
固定資産			
有形固定資産 ※1			
建物		17,693	17,610
構築物		156	124
器具備品		5,942	2,829
有形固定資産合計		23,792	20,564
無形固定資産			
ソフトウェア		26,619	33,548
無形固定資産合計		26,619	33,548
投資その他の資産			
関係会社出資金		-	2,000
敷金		5,808	5,808
長期前払費用		2,361	1,940
繰延税金資産		53,124	56,629
その他		-	10
投資その他の資産合計		61,293	66,387
固定資産合計		111,705	120,501
資産合計		889,656	982,802
負債の部			
流動負債			
短期借入金	※2	278,000	280,000
一年内償還予定の社債		-	150,000
預り金		12,614	26,976
顧客預り金		20,889	13,039
未払金		12,260	7,288
未払費用		11,482	19,151
未払法人税等		290	580
未払消費税等		6,731	10,737
前受収益		-	12,307
流動負債合計		342,268	520,079
固定負債			
社債		250,000	100,000

固定負債合計	250,000	100,000
負債合計	592,268	620,079
純資産の部		
株主資本		
資本金	100,000	100,000
資本剰余金		
資本準備金	465,500	465,500
資本剰余金合計	465,500	465,500
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	△268,111	△202,776
利益剰余金合計	△268,111	△202,776
株主資本合計	297,388	362,723
純資産合計	297,388	362,723
負債・純資産合計	889,656	982,802

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日)	当事業年度 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)
営業収益		
委託者報酬	380,348	430,652
投資事業組合管理収入	-	3,040
営業収益合計	380,348	433,693
営業費用		
支払手数料	66,184	67,521
広告宣伝費	3,498	4,412
委託計算費	30,278	31,106
営業雑経費	24,739	16,164
通信費	7,284	6,872
印刷費	7,165	4,960
協会費	970	1,421
その他	9,318	2,909
営業費用合計	124,701	119,205
一般管理費		
給料	116,656	146,890
役員報酬	31,375	38,900
給料手当	81,271	98,010
賞与	4,010	9,980
旅費交通費	5,235	2,191
租税公課	720	664
不動産賃借料	8,712	8,712
固定資産減価償却費	14,077	17,606

消耗品費	1,935	4,932
法定福利費	17,377	22,186
支払報酬	3,091	3,302
支払手数料	20,216	24,821
その他	15,992	16,607
一般管理費合計	204,017	247,915
営業利益	51,629	66,572
営業外収益		
受取利息	32	17
講演料収入	997	264
著作権使用料	171	228
保険金収入	896	-
補助金収入	400	-
雑収入	0	65
営業外収益合計	2,498	576
営業外費用		
社債利息	3,305	3,286
支払利息	1,381	1,334
雑損失	114	118
営業外費用合計	4,801	4,739
経常利益	49,326	62,409
税引前当期純利益	49,326	62,409
法人税、住民税及び事業税	580	580
法人税等調整額	32,343	△3,505
法人税等合計	32,923	△2,925
当期純利益	16,403	65,334

### (3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日）

(単位：千円)

	株主資本						純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本 合計	
		資本準備 金	資本 剰余金 合計	その他利 益剰余金 繰越利益 剰余金	利益 剰余金 合計		
当期首残高	435,000	130,500	130,500	△284,515	△284,515	280,984	280,984
当期変動額							
減資	△335,000	335,000	335,000			-	-
当期純利益				16,403	16,403	16,403	16,403
当期変動額	△335,000	335,000	335,000	16,403	16,403	16,403	16,403

合計							
当期末残高	100,000	465,500	465,500	△268,111	△268,111	297,388	297,388

当事業年度（自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本						純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本 合計	
		資本準備 金	資本 剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益剰 余金	利益 剰余金 合計		
当期首残高	100,000	465,500	465,500	△268,111	△268,111	297,388	297,388
当期変動額							
当期純利益				65,334	65,334	65,334	65,334
当期変動額 合計	-	-	-	65,334	65,334	65,334	65,334
当期末残高	100,000	465,500	465,500	△202,776	△202,776	362,723	362,723

## 注記事項

### （重要な会計方針）

- 有価証券の評価基準及び評価方法
 

関係会社出資金  
投資事業有限責任組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっています。
- 固定資産の減価償却の方法
  - 有形固定資産  
定率法を採用しています。  
ただし、建物（附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しています。  
なお、主な耐用年数は以下のとおりです。  
建物 10～24年  
構築物 15年  
器具備品 3～20年
  - 無形固定資産  
定額法を採用しています。  
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づき償却しています。
- 収益及び費用の計上基準  
投資事業組合管理収入

投資事業組合管理収入には、投資事業管理報酬、同設立報酬が含まれており、投資事業組合管理報酬については、契約期間の経過に従い契約上収受すべき金額を収益として計上し、同設立報酬については、収入金額確定時にその収入金額を収益として計上しています。

4. 消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は税抜方式を採用しています。

(重要な会計上の見積り)

会計上の見積りは、財務諸表作成時に入手可能な情報に基づいて合理的な金額を算出しています。当事業年度の財務諸表に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、翌事業年度の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目は以下のとおりです。

#### 繰延税金資産

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

繰延税金資産 56,629 千円

(2) 会計上の見積りの内容について財務諸表利用者の理解に資するその他の情報

当社は、事業計画を基礎に見積もった将来の課税所得に基づき、回収可能額について繰延税金資産を計上しています。

当社は、将来減算一時差異及び税務上の繰越欠損金に対して、予定される繰延税金負債の取崩、予測される将来の課税所得及びタックス・プランニングを考慮し、繰延税金資産を認識しています。

特に、当社は、過年度に生じた税務上の繰越欠損金を有しており、予測される将来の課税所得の見積りに基づき、税務上の繰越欠損金に対する繰延税金資産 56,186 千円を計上しています。

将来の課税所得の見積りは、当社の事業計画を基礎としており、そこでの重要な仮定は、主に将来収益および営業利益見込みです。当社では、令和3年度以降も緩やかに需要は回復していくものと仮定しており、事業計画に当該影響を織り込み、将来の課税所得の見積りを行っています。

これらの見積りにおいて用いた仮定が、将来の不確実な経済条件の変動等により見直しが必要となった場合、翌事業年度以降の財務諸表において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(未適用の会計基準等)

(収益認識に関する会計基準等)

- ・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 令和2年3月31日)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 令和3年3月26日)

#### 1. 概要

国際会計基準審議会 (IASB) および米国財務会計基準審議会 (FASB) は、共同して収益認識に関する包括的な会計基準の開発を行い、2014年5月に「顧客との契約から生じる収益」(IASBにおい

ては IFRS 第 15 号、FASB においては Topic606) を公表しており、IFRS 第 15 号は 2018 年 1 月 1 日以後開始する事業年度から、Topic606 は 2017 年 12 月 15 日より後に開始する事業年度から適用される状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、収益認識に関する包括的な会計基準が開発され、適用指針と合わせて公表されたものです。

企業会計基準委員会の収益認識に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、IFRS 第 15 号と整合性を図る便益の 1 つである財務諸表間の比較可能性の観点から、IFRS 第 15 号の基本的な原則を取り入れることを出発点とし、会計基準を定めることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮すべき項目がある場合には、比較可能性を損なわせない範囲で代替的な取扱いを追加することとされています。

## 2. 適用予定日

令和 4 年 3 月期の期首から適用します。

## 3. 当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中です。

(時価の算定に関する会計基準等)

- ・「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第 30 号 令和元年 7 月 4 日)
- ・「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第 9 号 令和元年 7 月 4 日)
- ・「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第 10 号 令和元年 7 月 4 日)
- ・「時価の算定に関する会計基準の適用方針」(企業会計基準適用指針第 31 号 令和元年 7 月 4 日)
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第 19 号 令和 2 年 3 月 31 日)

## 1. 概要

国際会計基準審議会 (IASB) および米国財務会計基準審議会 (FASB) が、公正価値測定についてほぼ同じ内容の詳細なガイダンス (国際財務報告基準 (IFRS) においては IFRS 第 13 号「公正価値測定」、米国会計基準においては Accounting Standards Codification の Topic820「公正価値測定」) を定めている状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、主に金融商品の時価に関するガイダンスおよび開示に関して、日本基準を国際的な会計基準との整合性を図る取組みが行われ、「時価の算定に関する会計基準」等が公表されたものです。

企業会計基準委員会の時価の算定に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、統一的な算定方法を用いることにより、国内外の企業間における財務諸表の比較可能性を向上させる観点から、IFRS 第 13 号の定めを基本的にすべて取り入れることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮し、財務諸表間の比較可能性を大きく損なわせない範囲で、個別項目に対するその他の取扱いを定めることとされています。

2. 適用予定日

令和4年3月期の期首から適用します。

3. 当該会計基準等の適用による影響

「時価の算定に関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中です。

(表示方法の変更)

(「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 令和2年3月31日)を当事業年度の年度末に係る財務諸表から適用し、財務諸表に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。ただし、当該注記においては、当該会計基準第11項ただし書きに定める経過的な取扱いに従って、前事業年度に係る内容については記載していません。

(貸借対照表関係)

※1 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (令和2年3月31日)	当事業年度 (令和3年3月31日)
建物	10,422 千円	11,855 千円
構築物	739 千円	770 千円
器具備品	10,706 千円	10,401 千円

※2 担保提供資産および担保付債務

直販顧客分別金信託に充当する借入のために、定期購入による収納金の債権譲渡担保差入証書等を差し入れています。

担保付債務は、次のとおりです。

	前事業年度 (令和2年3月31日)	当事業年度 (令和3年3月31日)
短期借入金	278,000 千円	280,000 千円

(損益計算書関係)

前事業年度 (自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日)	当事業年度 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)
該当事項はありません。	同左

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度 (自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日)

(1) 発行済株式の種類および総数に関する事項

株式の種類	事業年度期首 株式数	事業年度 増加株式数	事業年度 減少株式数	事業年度末 株式数
普通株式	56,550 株	-株	-株	56,550 株

(2) 自己株式に関する事項 該当事項はありません。

(3) 新株予約権等に関する事項 該当事項はありません。

(4) 配当に関する事項 該当事項はありません。

当事業年度（自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日）

(1) 発行済株式の種類および総数に関する事項

株式の種類	事業年度期首 株式数	事業年度 増加株式数	事業年度 減少株式数	事業年度末 株式数
普通株式	56,550 株	-株	-株	56,550 株

(2) 自己株式に関する事項 該当事項はありません。

(3) 新株予約権等に関する事項 該当事項はありません。

(4) 配当に関する事項 該当事項はありません。

(リース取引関係)

前事業年度 (自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日)	当事業年度 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)
該当事項はありません。	同左

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については安全性の高い金融商品で運用し、また、デリバティブは利用しておらず、投機的な取引は行いません。なお、資金は、必要に応じて増資、社債発行や銀行借入により調達する方針です。

(2) 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産より受け入れる委託者

報酬のうち、信託財産に未払委託者報酬として計上された金額であり、信託財産は受託銀行において分別管理されていることから、当社の債権としてのリスクは認識していません。

社債は、直販顧客分別金信託、および運転資金に必要な資金の調達を目的としたものであり、支払期日や償還期日に支払いや償還を実行できなくなるリスクとしての流動性リスクがあると認識しています。

短期借入金は、直販顧客分別金信託に充当することを目的としたものであり、支払期日は1か月以内です。

未払金、未払費用、未払法人税等、未払消費税等は、1年以内の支払期日です。

未払金、未払費用、未払法人税等、未払消費税等は、流動性リスクがあると認識しています。

### (3) 金融商品に係るリスク管理体制

- ・信用リスクの管理

預金の預入先の信用リスクについては、預入先の格付け等のモニタリングにより管理しています。

- ・流動性リスクの管理

当社の資金繰計画の管理により、流動性リスクに対応しています。

### (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価は、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれることがあります。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれていません。（(注) 2. をご参照ください）

前事業年度（令和2年3月31日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金・預金	189,388	189,388	—
(2) 直販顧客分別金信託	498,000	498,000	—
(3) 未収委託者報酬	81,212	81,212	—
資産計	768,601	768,601	—
(1) 短期借入金	278,000	278,000	—
(2) 社債 (※1)	250,000	248,827	△1,172
(3) 未払金	12,260	12,260	—
(4) 未払費用	11,482	11,482	—
(5) 未払法人税等	290	290	—
(6) 未払消費税等	6,731	6,731	—
負債計	558,764	557,591	△1,172

(※1) 1年以内に期限到来の社債を含めています。

当事業年度（令和3年3月31日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金・預金	261,087	261,087	—
(2) 直販顧客分別金信託	500,000	500,000	—
(3) 未収委託者報酬	97,559	97,559	—
資産計	858,647	858,647	—
(1) 短期借入金	280,000	280,000	—
(2) 社債（※1）	250,000	249,730	△269
(3) 未払金	7,288	7,288	—
(4) 未払費用	19,151	19,151	—
(5) 未払法人税等	580	580	—
(6) 未払消費税等	10,737	10,737	—
負債計	567,756	567,486	△269

（※1）1年以内に期限到来の社債を含めています。

（注）1. 金融商品の時価の算定方法

資産

(1) 現金・預金 (2) 直販顧客分別金信託 (3) 未収委託者報酬

これらは短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。

負債

(1) 短期借入金 (3) 未払金 (4) 未払費用 (5) 未払法人税等 (6) 未払消費税等

これらは短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。

(2) 社債

社債の時価については、元利金の合計額を当該社債の残存期間および信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しています。

（注）2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額

（単位：千円）

区分	前事業年度 (令和2年3月31日)	当事業年度 (令和3年3月31日)
敷金	5,808	5,808
関係会社出資金	—	2,000

市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため時価開示の対象としていません。

(注) 3. 金銭債権の決算日後の償還予定額

前事業年度（令和2年3月31日）

（単位：千円）

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
(1) 現金・預金	189,388	—	—	—
(2) 直販顧客分別金信託	498,000	—	—	—
(3) 未収委託者報酬	81,212	—	—	—
合計	768,601	—	—	—

当事業年度（令和3年3月31日）

（単位：千円）

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
(1) 現金・預金	261,087	—	—	—
(2) 直販顧客分別金信託	500,000	—	—	—
(3) 未収委託者報酬	97,559	—	—	—
合計	858,647	—	—	—

(注) 4. 短期借入金及び社債の決算日後の返済予定額

前事業年度（令和2年3月31日）

（単位：千円）

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内
短期借入金	278,000	—	—	—	—
社債	—	150,000	—	100,000	—
合計	278,000	150,000	—	100,000	—

当事業年度（令和3年3月31日）

（単位：千円）

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内
短期借入金	280,000	—	—	—	—
社債	150,000	—	100,000	—	—
合計	430,000	—	100,000	—	—

(有価証券関係)

前事業年度 (令和2年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度 (令和3年3月31日)

1. 子会社株式及び関連会社株式

(単位: 千円)

	貸借対照表計上額
関係会社出資金	2,000

(注) 投資事業有限責任組合への出資金については、市場価格がなく時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価を記載していません。

(デリバティブ取引関係)

前事業年度 (自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日)	当事業年度 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)
該当事項はありません。	同左

(退職給付関係)

前事業年度 (自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日)	当事業年度 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)
該当事項はありません。	同左

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (令和2年3月31日)	当事業年度 (令和3年3月31日)
繰延税金資産		
税務上の繰越欠損金(*2)	104,999千円	76,781千円
その他	235千円	442千円
繰延税金資産小計	105,234千円	77,224千円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額(*2)	△51,195千円	△20,595千円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	－千円	－千円
評価性引当額小計(*1)	△51,195千円	△20,595千円
繰延税金資産合計	54,039千円	56,629千円
未収還付事業税等	915千円	－千円
繰延税金負債合計	915千円	－千円
繰延税金資産 (純額)	53,124千円	56,629千円

(\*1) 評価性引当額が 30,600 千円減少しています。この減少の主な内容は、税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額が 30,600 千円減少したことともなうものです。

(\*2) 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額  
前事業年度(令和2年3月31日)

(単位：千円)

項目名	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	合計
税務上の繰越欠損金(a)	28,808	30,691	24,261	16,059	5,179	104,999
評価性引当額	24,638	19,539	7,018	-	-	51,195
繰延税金資産	4,169	11,152	17,243	16,059	5,179	(b)53,804

(a) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額です。

(b) 税務上の欠損金が生じた要因、中長期計画、過去における中長期計画の達成状況、過去および当期の課税所得または税務上の欠損金の推移等を勘案して、将来において一時差異加減算前課税所得が安定的に生じることが見込まれることにより、税務上の繰越欠損金の一部を回収可能と判断しています。

当事業年度(令和3年3月31日)

(単位：千円)

項目名	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	合計
税務上の繰越欠損金(a)	30,929	24,449	16,183	5,219	-	76,781
評価性引当額	12,314	8,280	-	-	-	20,595
繰延税金資産	18,614	16,168	16,183	5,219	-	(b)56,186

(a) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額です。

(b) 税務上の欠損金が生じた要因、中長期計画、過去における中長期計画の達成状況、過去および当期の課税所得または税務上の欠損金の推移等を勘案して、将来において一時差異加減算前課税所得が安定的に生じることが見込まれることにより、税務上の繰越欠損金の一部を回収可能と判断しています。

## 2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳

前事業年度 (自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日)		当事業年度 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)	
法定実効税率 (調整)	33.59%	法定実効税率 (調整)	33.84%
実効税率変更による差異	△18.69%	実効税率変更による差異	△1.29%
評価性引当額の増減額	50.69%	評価性引当額の増減額	△49.03%
住民税均等割等	1.18%	住民税均等割等	0.93%
その他	△0.02%	その他	10.87%
税効果会計適用後の 法人税等の負担率	66.75%	税効果会計適用後の 法人税等の負担率	△4.69%

(持分法損益等)

前事業年度(自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度（自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日）

当社が有している関連会社は、利益基準及び利益剰余金基準からみて重要性の乏しい関連会社であるため、記載を省略しています。

（セグメント情報等）

[セグメント情報]

前事業年度（自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日）及び当事業年度（自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日）

当社は、投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しています。

[関連情報]

前事業年度（自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日）及び当事業年度（自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日）

## 1. 製品およびサービスごとの情報

当社の製品およびサービスは単一であるため、記載していません。

## 2. 地域ごとの情報

### (1) 営業収益

国内の外部顧客への営業収益に分類した額が営業収益の90%超であるため、記載を省略しています。

### (2) 有形固定資産

有形固定資産はすべて本邦に所在しています。

## 3. 主要な顧客ごとの情報

該当事項はありません。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

該当事項はありません。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

該当事項はありません。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

該当事項はありません。

（関連当事者情報）

## 1. 関連当事者との取引

(1)財務諸表提出会社の子会社及び関連会社等

前事業年度（自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日）

種類	会社等の名称または氏名	所在地	資本金又は出資金(千円)	事業内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
財務諸表提出会社の子会社及び関連会社等	創発の荅1号投資事業有限責任組合	京都市中京区	1,320,000(注4)	投資事業	50%(注2)	設立報酬及び組合管理手数料の受取	投資事業組合管理収入	3,040	前受収益	12,307

(注1)上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておりませんが、期末残高には消費税等が含まれています。

(注2)当社は、他社と共同で無限責任組合員として出資しています。

(注3)取引条件及び取引条件等の決定方針等組合契約に基づき決定しています。

(注4)出資金額は、コミットメント総額であります。

(2)役員及び個人主要株主等

前事業年度（自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日）

種類	会社等の名称または氏名	所在地	資本金又は出資金(千円)	事業内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
役員及び個人	鎌田 恭幸	—	—	当社代表取締役	被所有 直接54.7%	担保の受入	担保の受入(注1)	278,000	—	—

主要株主										
------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

(注1) 当社は、金融機関からの借入に対して当社代表取締役鎌田恭幸より担保の提供を受けています。なお、保証料の支払いは行っていません。

当事業年度（自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日）

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日)	当事業年度 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)
1株当たり純資産額	5,258円85銭	6,414円20銭
1株当たり当期純利益金額	290円06銭	1,155円34銭

(注1) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式がないため記載していません。

(注2) 1株当たり当期純利益の算定上の基礎

	前事業年度 (自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日)	当事業年度 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)
当期純利益	16,403千円	65,334千円
普通株主に帰属しない金額	一千円	一千円
普通株式に係る当期純利益	16,403千円	65,334千円
普通株式の期中平均株式数	56,550株	56,550株

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

中間財務諸表

(1) 中間貸借対照表

(単位:千円)

第14期中間会計期間 (令和3年9月30日現在)	
資産の部	
流動資産	
現金及び預金	330,472
直販顧客分別金信託	506,000
未収委託者報酬	105,852
その他	4,197

流動資産合計		946,523
固定資産		
有形固定資産	※1	
建物		16,859
構築物		109
器具備品		5,067
有形固定資産合計		22,035
無形固定資産		
ソフトウェア		38,247
無形固定資産合計		38,247
投資その他の資産		
関係会社出資金		3,888
敷金		5,808
長期前払費用		2,026
繰延税金資産		55,378
その他		10
投資その他の資産合計		67,111
固定資産合計		127,394
資産合計		1,073,918
負債の部		
流動負債		
短期借入金	※2	286,000
一年内償還予定の社債		150,000
預り金		60,574
顧客預り金		29,501
未払金		9,948
未払費用		7,787
未払法人税等		290
未払消費税等		8,401
契約負債		4,117
流動負債合計		556,620
固定負債		
社債		100,000
固定負債合計		100,000
負債合計		656,620
純資産の部		
株主資本		
資本金		100,000
資本剰余金		
資本準備金		465,500
資本剰余金合計		465,500
利益剰余金		

その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	△148,201
利益剰余金合計	△148,201
株主資本合計	417,298
純資産合計	417,298
負債・純資産合計	1,073,918

## (2) 中間損益計算書

(単位:千円)

第 14 期中間会計期間 (自 令和 3 年 4 月 1 日 至 令和 3 年 9 月 30 日)		
営業収益		
委託者報酬		237,926
投資事業組合管理収入		7,445
営業収益合計		245,371
営業費用		65,835
一般管理費	※1	122,784
営業利益		56,752
営業外収益	※2	1,948
営業外費用	※3	2,584
経常利益		56,116
税引前中間純利益		56,116
法人税、住民税および事業税		290
法人税等調整額		1,250
法人税等合計		1,541
中間純利益		54,575

(3) 中間株主資本等変動計算書

第 14 期中間会計期間（自 令和 3 年 4 月 1 日 至 令和 3 年 9 月 30 日）

（単位：千円）

	株主資本						純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本 合計	
		資本準備金	資本 剰余金 合計	その他利 益剰余金 繰越利益 剰余金	利益 剰余金 合計		
当期首残高	100,000	465,500	465,500	△202,776	△202,776	362,723	362,723
当中間期変動額							
中間純利益				54,575	54,575	54,575	54,575
当中間期変動額合計	-	-	-	54,575	54,575	54,575	54,575
当中間期末残高	100,000	465,500	465,500	△148,201	△148,201	417,298	417,298

注記事項

（重要な会計方針）

項目	第 14 期中間会計期間 （自 令和 3 年 4 月 1 日 至 令和 3 年 9 月 30 日）
1. 有価証券の評価基準および評価方法	<p>関係会社出資金 投資事業有限責任組合への出資（金融商品取引法第 2 条第 2 項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっています。</p>
2. 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 有形固定資産 定率法を採用しています。 ただし、建物（附属設備を除く）ならびに平成 28 年 4 月 1 日以降に取得した建物附属設備および構築物については定額法を採用しています。 なお、主な耐用年数は以下のとおりです。 建物 10～24 年 構築物 15 年 器具備品 3～20 年</p>

	(2) 無形固定資産 定額法を採用しています。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づき償却しています。
3. 重要な収益および費用の計上基準	委託者報酬 委託者報酬は当社が運用する投資信託に係る信託報酬で、ファンドの日々の純資産総額に一定率を乗じて算出された報酬金額を、役務を提供し、かつ当該金額が明らかになったときに計上します。  投資事業組合管理収入 投資事業組合管理収入には、投資事業組合管理報酬が含まれており、一定の期間にわたる履行義務を充足した時点で収益を認識しています。
4. 消費税等の会計処理	消費税等の会計処理は税抜方式を採用しています。

(会計方針の変更)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 令和2年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当中間会計期間の期首から適用し、約束した財またはサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財またはサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしています。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っていますが、これによる当中間会計期間の期首の利益剰余金への影響はありません。また、収益認識会計基準等の適用により当中間会計期間の損益に与える影響はありません。

収益認識会計基準等を適用したため、投資事業組合管理収入のうち、サービスを顧客に移転する前に顧客より受領した対価について、貸借対照表計上科目を「前受収益」から「契約負債」に変更しています。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 令和元年7月4日。以下、「時価算定会計基準」という。）等を当中間会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準第19項および「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 令和元年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしました。なお、中間財務諸表に与える影響はありません。

(中間貸借対照表関係)

	第14期中間会計期間 (令和3年9月30日現在)
※1 有形固定資産の減価償却累計額	24,533千円
※2 担保提供資産および担保付債務	
直販顧客分別金信託に充当する借入のために、定期購入による収納金の債権譲渡担保差入証書を差し入れており、これに対応する収納金債権総額は314,562千円です。	
担保付債務は、次のとおりです。	
短期借入金	286,000千円

(中間損益計算書関係)

		第 14 期中間会計期間 (自 令和 3 年 4 月 1 日 至 令和 3 年 9 月 30 日)	
※1	減価償却実施額		
	有形固定資産	1,506 千円	
	無形固定資産	5,581 千円	
※2	営業外収益のうち主なもの		
	補助金収入	1,649 千円	
	講演料	254 千円	
※3	営業外費用のうち主なもの		
	社債利息	1,668 千円	
	支払利息	748 千円	

(中間株主資本等変動計算書関係)

第 14 期中間会計期間 (自 令和 3 年 4 月 1 日 至 令和 3 年 9 月 30 日)

(1) 発行済株式の種類および総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 株式数	当中間会計期間 増加株式数	当中間会計期間 減少株式数	当中間会計期間末 株式数
普通株式	56,550 株	-株	-株	56,550 株

(2) 自己株式に関する事項 該当事項はありません。

(3) 新株予約権等に関する事項 該当事項はありません。

(4) 配当に関する事項 該当事項はありません。

(リース取引関係)

第 14 期中間会計期間 (自 令和 3 年 4 月 1 日 至 令和 3 年 9 月 30 日)	
該当事項はありません。	

(金融商品関係)

第 14 期中間会計期間 (令和 3 年 9 月 30 日現在)

(1) 金融商品の時価等に関する事項

令和3年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりです。なお、組合出資金は次表に含めていません（(注) 1. を参照ください）。

また、現金は注記を省略しており、預金、直販顧客分別金信託、未収委託者報酬、短期借入金、未払金、未払費用、未払法人税等および未払消費税等は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しています。

	中間貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 社債	250,000	250,193	193
負債計	250,000	250,193	193

(注) 1. 関係会社出資金の中間貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位：千円)

区分	第14期中間会計期間 (令和3年9月30日現在)
関係会社出資金(*1)	3,888

(\*1) 関係会社出資金については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針（企業会計基準適用指針第31号令和元年7月4日）第27項に基づき、時価開示の対象としていません。

## 2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性および重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しています。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しています。

### (1) 時価で中間貸借対照表に計上している金融商品

該当事項はありません。

### (2) 時価で中間貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位：千円)

区分	時価

	レベル1	レベル2	レベル3	合計
社債	—	250,193	—	250,193
負債計	—	250,193	—	250,193

(注) 時価の算定に用いた評価技法およびインプットの説明

社債

当社の発行する社債の時価は、元利金の合計額と、当該社債の残存期間および信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しています。

(有価証券関係)

1. 子会社株式および関連会社株式

(単位：千円)

第14期中間会計期間 (令和3年9月30日現在)	
	中間貸借対照表計上額
関係会社出資金	3,888

(注) 投資事業有限責任組合への出資金については、すべて市場価格はありません。

(デリバティブ取引関係)

第14期中間会計期間 (自 令和3年4月1日 至 令和3年9月30日)
該当事項はありません。

(持分法損益等)

第14期中間会計期間 (自 令和3年4月1日 至 令和3年9月30日)

当社が有している関連会社は、利益基準および利益剰余金基準からみて重要性の乏しい関連会社であるため、記載を省略しています。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

第14期中間会計期間 (自 令和3年4月1日 至 令和3年9月30日)	
営業収益	245,371
うち委託者報酬	237,926
うち投資事業組合管理収入	7,445

(セグメント情報等)

第14期中間会計期間(自 令和3年4月1日 至 令和3年9月30日)

[セグメント情報]

当社は、投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しています。

[関連情報]

1. 製品およびサービスごとの情報

当社の製品およびサービスは単一であるため、記載していません。

2. 地域ごとの情報

(1)営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した額が中間損益計算書の営業収益の90%超であるため、記載を省略しています。

(2)有形固定資産

有形固定資産はすべて本邦に所在しています。

3. 主要な顧客ごとの情報

記載すべき重要な事項はありません。なお、外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先はありません。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

該当事項はありません。

[報告セグメントごとののれんの償却額および未償却残高に関する情報]

該当事項はありません。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	第14期中間会計期間 (自 令和3年4月1日 至 令和3年9月30日)
1株当たり純資産額	7,379円28銭
1株当たり中間純利益金額	965円8銭
	なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式がないため、記載していません。
1株当たり中間純利益の算定上の基礎 中間純利益	54,575千円

普通株主に帰属しない金額	— 千円
普通株式に係る中間純利益	54,575 千円
普通株式の期中平均株式数	56,550 株

(重要な後発事象)

第14期中間会計期間 (自 令和3年4月1日 至 令和3年9月30日)
該当事項はありません。

公開日 令和3年12月17日  
作成基準日 令和3年12月13日

本店所在地 神奈川県鎌倉市雪ノ下四丁目5-9  
お問い合わせ先 総務部

# 独立監査人の監査報告書

令和3年6月7日

鎌倉投信株式会社  
取締役会 御中

## イデア監査法人

東京都中央区

指定社員

業務執行社 公認会計士 立野 晴 朗 ㊞

員

### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている鎌倉投信株式会社の令和2年4月1日から令和3年3月31日までの第13期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、鎌倉投信株式会社の令和3年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は、委託会社が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は委託会社が別途保管しております。

2. XBRL データは監査の対象には含まれていません。

## 独立監査人の中間監査報告書

令和3年12月13日

鎌倉投信株式会社  
取締役会 御中

### イデア監査法人

東京都中央区

指定社員

業務執行社員

公認会計士 立野 晴 朗

#### 中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている鎌倉投信株式会社の令和3年4月1日から令和4年3月31日までの第14期事業年度の中間会計期間（令和3年4月1日から令和3年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、鎌倉投信株式会社の令和3年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（令和3年4月1日から令和3年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

#### 中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 中間財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する

中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。

- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。  
監査人は、監査役に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(注) 1. 上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRL データは中間監査の対象には含まれていません

